(昭和49年3月31日) (栃木県警察本部訓令第4号)

## ~原文は縦書き~

(趣旨)

第一条 この訓令は、警察医の嘱託、業務、報償等に関し必要な事項を定めるものとする。 (警察医の業務)

- 第二条 警察医の行う業務は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 被留置者等の診療及び健康診断
  - 二 拘束衣又は防声具を使用し、若しくは保護室に収容した被留置者等の健康状態についての意見の陳述
  - 三 異常死体の検案

(警察医の嘱託)

- 第三条 警察医は、警察署長の推薦に基づき警察本部長が嘱託する。
  - 2 警察本部長が警察医を嘱託する場合は、嘱託書(別記様式第一号)により行うものとする。
  - 3 警察署長が行う警察医の推薦は、警察医嘱託上申書(別記様式第二号)により上申するものとする。
  - 4 警察医が、前条第一号及び第二号の業務を行うに当たって、警察署長は委嘱状(別記様式第三号)を当該警察医に交付するものとする。ただし、やむを得ない事情により警察医以外の医師が被留置者の診療を行う場合は、警察署長は、その都度、当該医師にも委嘱状(別記様式第四号)を交付するものとする。

(嘱託期間)

第四条 警察医の嘱託期間は三年とする。ただし、再嘱託を妨げない。

(嘱託解除)

- 第五条 警察本部長は、警察署長の上申に基づき必要があると認めるときは嘱託を解くことができる。
  - 2 警察署長は、警察医が辞意を申し出たとき、又は疾病その他の理由により任務の遂 行に支障があると認め、解除を要するときは警察医嘱託解除上申書(別記様式第五号) により警察本部長に上申するものとする。

(名誉警察医)

第五条の二 警察本部長は、前条第一項の規定により嘱託を解除するにあたり、当該警察 医が多年その業務に尽力し、功績が顕著であると認められるときは、当該警察医に対し 栃木県名誉警察医(以下名誉警察医という。)の称号を贈ることができる。

(警察医の定数)

第六条 警察医の定数は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ増減するものとする。 (費用弁償等)

- 第七条 警察医の被留置者等に対する診療及び健康診断等の費用弁償については、次の区分により行うものとする。ただし、警察医以外の医師の行つた被留置者等に対する診療等についても、これに準じて給付するものとする。
  - 2 前項の診療費の算定は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成六年三月厚生省告示第五十四号) を準用するものとする。
  - 3 第五条の二に規定する名誉警察医には、嘱託謝金を給付しないものとする。

## (警察医名簿)

第八条 警務部留置管理課長及び警察署長は、警察医名簿(別記様式第六号)を備え付け嘱託及び委嘱の状況を明らかにしておかなければならない。

## 附 則

- 1 この訓令は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 この訓令施行日に現に警察医として嘱託されている医師は、この訓令により嘱託されたものとみなし、任期は訓令施行の日から起算するものとする。
- 附 則(昭五〇、三、一八栃木県警察本部訓令第二号) この訓令は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 附 則(昭五二、三、三〇栃木県警察本部訓令第四号) この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。
- 附 則(昭五三、三、二九栃木県警察本部訓令第四号) この訓令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 附 則(昭五五、三、二九栃木県警察本部訓令第五号)
  - 1 この訓令は、昭和五十五年四月一日から施行する。
  - 2 この訓令により改正された様式については、この訓令の施行の日以後においても、 なお従前の様式による用紙が残存している限り、これを使用することができる。
- 附 則(昭五六、三、二七栃木県警察本部訓令第三号) この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 附 則(昭五七、三、二五栃木県警察本部訓令第七号) この訓令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 附 則(昭五八、三、一〇栃木県警察本部訓令第八号) この訓令は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 附 則(昭五八、三、三〇栃木県警察本部訓令第一〇号) この訓令は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 附 則(昭六二、七、七栃木県警察本部訓令第七号) この訓令は、公布の日から施行し、昭和六十二年七月一日から適用する。
- 附 則(平元、一、二七栃木県警察本部訓令第二号) この訓令は、平成元年二月一日から施行する。
- 附 則(平元、四、一栃木県警察本部訓令第九号) この訓令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平四、三、三〇栃木県警察本部訓令第六号) この訓令は、平成四年四月一日から施行する。

- 附 則 (平五、三、三〇栃木県警察本部訓令第七号) この訓令は、平成五年四月一日から施行する。
- 附 則 (平八、五、二一栃木県警察本部訓令第五号) この訓令は、平成八年六月一日から施行する。
- 附 則(平九、三、二五栃木県警察本部訓令乙第四号) この訓令は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則(平一〇、三、二五栃木県警察本部訓令乙第五号) この訓令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平一、三、二九栃木県警察本部訓令乙第四号) この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (平一二、三、一七栃木県警察本部訓令乙第八号) この訓令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平一三、三、六栃木県警察本部訓令乙第八号) この訓令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則 (平一四、九、二五栃木県警察本部訓令乙第三七号) この訓令は、平成十四年十月一日から施行する。
- 附 則(平一五、一二、八栃木県警察本部訓令乙第一七号) この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。
- 附 則(平一六、三、二二栃木県警察本部訓令乙第三号) この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則(平一六、三、三〇栃木県警察本部訓令乙第九号) この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則(平一七、三、二九栃木県警察本部訓令乙第一四号) この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則(平一八、三、七栃木県警察本部訓令乙第三号) この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平一九、六、一栃木県警察本部訓令乙第一九号) この訓令は、公布の日から施行する。
- 附 則(平二二、三、十九栃木県警察本部訓令乙第二号) この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平三〇、三、十三栃木県警察本部訓令乙第七号) この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。